

次のとおり制限付き一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び半田市財務規則（昭和４６年半田市規則第１１号）第１５５条の規定に基づき公告します。

令和８年７月２２日

半田市長 久世孝宏

１．入札に付する事項

- (１) 工 事 名 配水管更新工事(その５)(週休２日)
- (２) 工事場所 半田市桐ヶ丘三丁目地内ほか
- (３) 工事概要 水道施設工事
DIP φ100 L= 10.4m
HPPE φ50～φ100 L=631.0m
制水弁 16基
- (４) 工 期 令和８年８月２９日から令和９年３月１０日まで
- (５) 予定価格 金 ６６, １７０, ０００円
(消費税及び地方消費税相当額を除いた金額)
- (６) 最低制限価格 有

２．入札方法

- (１) 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければならないものとし、電子入札システムは、以下のポータルサイトにアクセスして使用する。

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- (２) 入札の実施、また入札方法の詳細については、半田市制限付き一般競争入札実施要綱、半田市電子入札実施要綱及び半田市競争入札参加者心得書によるものとする。

３．競争参加資格

本入札に参加できる者は、次の各号に定める要件を全て満たしていること。

- (１) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定により、水道施設工事について特定建設業の許可を受けている者で、半田市の当該工事における競争入札参加資格者であること。

- (2) 建設共同企業体でないこと。
- (3) 半田市内に本店、支店又は営業所登録を有する者で、当該支店又は営業所に契約締結の権限を委任された代理人を置いている者であること。
- (4) 審査基準日が入札参加申込日前1年7か月以内、かつ最新の経営規模等評価結果通知書の水道施設工事に係る総合評定値が750点以上であること。
- (5) 入札参加申込書の提出日から当該工事の落札決定までの間、半田市指名審査等事務取扱要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (7) 建設業法に基づく現場代理人及び、主任技術者または監理技術者を適正に配置できること。また、（社）日本水道協会の配水管技能者（耐震継手管）に登録されている配管工及び水道配水用ポリエチレン配管施工講習を受講した配管工を配置できること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされなかった者とみなす。
- (9) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に、半田市が発注した工事で、1件当たりの契約金額が2,500万円以上の配水管の布設工事について元請として完了した実績を有していること。

なお、共同企業体の構成員としての実績については、出資比率が20%以上の工事に限るものとし、出資比率に応じて算定する。

4. 設計図書類の配付等

(1) 配付

ア 期 間 令和8年7月22日（水）から令和8年8月19日（水）までの電子入札システム利用可能時間

イ 方 法 あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における入札情報サービスサブシステムに掲載の電子データをダウンロード。

(2) 質問受付及び回答

ア 受付日時 令和8年7月29日（水）午後5時まで

イ 受付場所 半田市役所 環境水道部上下水道工務課

メールアドレス：jougekoumu_nyusatsu@city.handa.lg.jp

- ウ 受付方法 質問書（Ａ４サイズ様式自由）をメールで提出すること。
また、件名は「配水管更新工事(その５)(週休２日)【●●】」(【●●】は提出企業名)とすること。
- エ 回 答 質問に対する回答は、令和８年８月３日（月）に入札参加者にメールで回答するものとする。

５．参加申込書の提出

入札に参加を希望する者は、次により申込書を提出しなければならない。また、期間内に申込書を提出しない者は、本入札に参加することができない。

- (1) 期 間 令和８年７月２３日（木）の午前９時から令和８年７月３０日（木）の午後５時までの、電子入札システム利用可能時間
- (2) 方 法 電子入札システムにより入札参加申込書に必要事項を入力して、制限付き一般競争入札参加申請確認資料（以下「確認資料」という。）を添付ファイルとして提出する。
- 確認資料は、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）における入札情報サービスサブシステムに掲載のファイルを使用し、工事名、企業名をファイル名とすること。（「配水管更新工事(その５)(週休２日)【●●】」(【●●】は提出企業名)
- (3) そ の 他 申請内容を証明する書類等については、必要に応じ別途提出を求めるものとする。

６．入札書及び工事費内訳書の提出

- (1) 期 間 令和８年８月１７日（月）の午前９時から令和８年８月１９日（水）の午後５時までの、電子入札システム利用可能時間
- (2) 方 法 電子入札システムにより必要事項を入力して、工事費内訳書を添付ファイルとして提出する。
- 工事費内訳書は、あいち電子調達共同システム（ＣＡＬＳ／ＥＣ）における入札情報サービスサブシステムに掲載のファイルを使用し、工事名、企業名をファイル名とすること。（「配水管更新工事(その５)(週休２日)【●●】」(【●●】は提出企業名)
- (3) 入札金額 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の１１０分の１００に

相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札回数 1回

7. 開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和8年8月20日(木) 午前9時00分

(2) 場 所 半田市役所(3階)入札事務室 ※電子入札

8. 入札保証金

半田市財務規則(昭和46年半田市規則第11号)第158条第1項第3号の規定により免除する。

9. 入札の無効

半田市財務規則第157条の規定に該当する入札は、無効とする。

10. 落札者の決定

(1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者として入札参加資格を確認した上で落札者を決定する。なお、最低の価格をもって入札した者が複数いた場合は、くじにより落札候補順位を決定する。

(2) 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとする。

(3) 落札候補者及び指示された順位までの入札者は、翌日正午までに事後審査に必要な書類を直接持参し提出すること。

ア 提出場所 半田市役所 総務部総務課(3階)

イ 提出書類 入札参加申込時に提出した確認資料に記載した施工実績工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター(JACIC)の工事实績情報サービス(CORINS)における登録内容確認書又は工事契約書の写し

配置予定技術者について、技術検定合格証明書の写し並びに主任技術者を配置する場合にあっては配置予定技術者の経歴書、監理技術者を配置する場合にあっては本入札に該当する工事業の監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写し

その他指示する書類

(4) 落札者決定日は、令和8年8月21日(金)を予定している。

11. 契約保証金

半田市財務規則第177条第1項第3号の規定により免除する。

12. 契約の時期

落札者は、落札決定後、本契約を締結する。

13. 支払条件等

半田市財務規則第68条の2の規定に基づく前金払及び中間前金払並びに第197条の規定に基づく部分払をする。ただし、中間前金払と部分払については、契約時にどちらかを選択するものとする。

14. 週休2日工事

本工事は、発注者指定型の週休2日工事とする。週休2日の確保、取組内容、週休2日の取得に要する費用の計上（補正率、補正方法等）等は、「半田市週休2日工事実施要領（土木工事編）」によるものとする。

なお、本工事の予定価格は、月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正率を適用し算出しているため、当該入札においては、月単位の4週8休以上の達成を前提として補正した金額により入札すること。

15. その他

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 現場説明会は、実施しない。
- (3) 入札及び契約事務に関する法令、半田市の規則及び要綱等を遵守すること。特に、入札談合等で法令に違反すると、当該事業者及び共同した事業者は、排除措置命令や課徴金納付命令が出されるほか、刑事罰、損賠賠償、指名停止措置等を受けることになります。
- (4) 本工事は、電子契約対象案件である。電子契約を希望する場合、落札者は「電子契約利用申出書」を落札決定の翌開庁日正午までにメールで発注課へ提出すること。
- (5) 令和8年6月24日に別途発注された「配水管更新工事（週休2日）」を受注したものが、本案件である「配水管更新工事(その5)(週休2日)」を受注した場合は諸経費を調整積算するものとし、減額が生じる場合には、変更契約をする。ただし、当該入札においては、諸経費調整は行わないものとして算出した金額により入札すること。

(6) 問い合わせ先

(入札に関すること)

半田市役所 総務部総務課

住所 〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569-84-0614

(公告内容に関すること)

半田市役所 環境水道部上下水道工務課

住所 〒475-8666 半田市東洋町二丁目1番地

電話 0569-84-0682